

2024.4.1施行分の法的要求事項と大学として必要な準備

以下の記述は、厚労省のパンフレットのうち2024.4.1施行分のみを抽出しており、その項目の番号に従っています。
法的要求事項の詳細はパンフレットをご参照ください。

* 厚労省パンフレット：<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf>

法的要求事項

組織的対応事項

研究室個々の対応事項

1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

法的要件：安衛法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加

必要な準備：今後数年にわたり追加されるので、厚労省の通知等を適宜確認し、学内周知を行う体制を整備

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

法的要件：リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下とすること

必要な準備：リスクアセスメント対象物や濃度基準値設定物質の調査、更新、周知の体制を整備

必要な準備：研究室構成員へリスクアセスメント対象物の周知、局所排気装置等の適正な管理と使用の徹底

法的要件：濃度基準値設定物質に対するばく露低減措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

必要な準備：2023年4月施行分の拡大、意見聴取の結果を記録する体制の整備と確認

1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

法的要件：健康障害を起こす**恐れのあることが明らかな物質**を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者に適切な保護具（保護眼鏡、保護手袋、保護衣等）を装着させることを義務化

必要な準備：制度の周知を徹底

必要な準備：現有する保護具の耐薬品性の調査と実験者に対する保護具着用の徹底

2024.4.1施行分の法的要求事項と大学として必要な準備

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

法的要件：衛生委員会の付議事項に、濃度基準値設定物質のばく露低減措置、リスクアセスメント健康診断結果とそれに基づく措置、濃度基準値設定物質によるばく露おその健康診断結果と措置の追加を義務化

必要な準備：安全衛生委員会での対応を確認

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

法的要件：労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示。

改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならない。

必要な準備：まずは、適切に対応できていないと疑われないように、きちんと災害対応が行えるように平素から備えておくことが重要。

1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

法的要件：リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成と保存

必要な準備：リスクアセスメント健康診断実施の判断を行う体制の整備、長期（5年、がん原性物質は30年）の結果の保存体制の整備

2024.4.1施行分の法的要求事項と大学として必要な準備

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

法的要件：リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）において選任すること。

必要な準備：ほとんどの大学が化学物質管理者の選任が法的に必要になると考えられる。大学の規模、内容（理系文系など）、特徴などに合わせて体制を考える必要がある。法的には事業場単位で1名選任すればよいが、研究室の主体的活動を考慮すると、研究室単位での管理も重要

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

法的要件：リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場において選任

必要な準備：法的義務になった一方で、各研究室等での管理が重要であるので、化学物質管理者と同様に組織化が良いと考えられる。

2-3 雇入れ時教育の拡充

法的要件：危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行うこと。

必要な準備：雇入れ時教育の内容を再確認し、大学全体の化学物質に関する基盤的リテラシーの底上げに注力することが望まれる。

3-3 SDS等の事項追加と含有率の適正化 【大学としての対応不要】

6 第3管理区分の事業場への措置の強化（2024.4.1）

法的要件：第3管理区分が改善されない場合、外部専門家の意見聴取に始まり、様々な対応が必須となる

必要な準備：そもそも第3管理区分とならないよう努力すべきであるが、第3管理区分が改善できないときは法定の対応スキームとなるので、管理部署においては対応スキームへの理解を深めて、万が一の場合に対する準備もある程度しておくこと。